

# 就労系障害福祉サービス事業所向け アセスメント取扱いマニュアル

平成 27 年 2 月（第 1 版）

平成 27 年 3 月（第 2 版）

平成 30 年 5 月（第 3 版）

本マニュアルに記載された取扱いは、京都市が支給決定を行う方に対する取扱いです。他市町村が支給決定を行う利用者に関しては、当該市町村の取扱いを必ず御確認いただきますようお願いいたします。

## 目 次

1	就労継続支援B型の利用について	P1
2	アセスメント実施体制について	P1
3	利用者別のアセスメントの取扱いについて	P2
4	就労移行支援事業所での2次アセスメントを受けることができないと 思われる方への対応について	P2
	○ 就労移行支援事業所での2次アセスメント免除者に係る事務の流れ	P3
5	就労継続支援B型を使う可能性がある支援学校在校生に係る主な事務の流れ	P4
6	就労継続支援B型の利用希望者（一般）に係る主な事務の流れ	P6
7	書類の郵送先	P7

## 1 就労継続支援B型の利用について

制度上、就労継続支援B型の「原則の対象者」は、

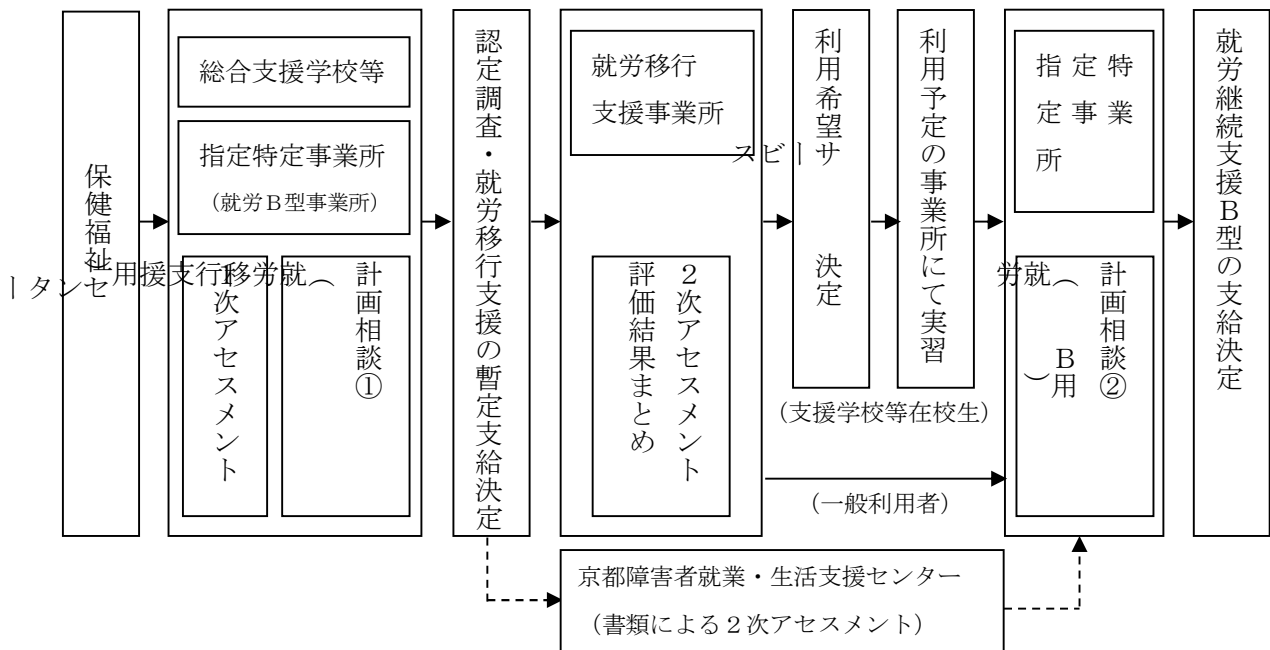
- ①就労経験がある方で年齢や体力面で雇用されることが困難となった方
- ②就労移行支援を利用した結果、就労継続支援B型の利用が適当と判断された方
- ③年齢が50歳以上の方
- ④障害基礎年金1級を受給されている方

となっています。そのため、「原則の対象者」以外の方が就労継続支援B型を利用する際には、就労移行支援事業所において、一般就労が可能かどうかを見極めるアセスメントを受けていただく必要があります。

## 2 アセスメント実施体制について

本市では、これまでから支援に携わってこられた方の評価を1次アセスメントと位置付け、就労移行支援事業所で行われる2次アセスメントにもその結果が参考とされるような体制を整えています。(支援者全体で共通の評価基準を用いて評価)

○アセスメント実施フロー図



(アセスメントの実施者)

利用者	1次アセスメント実施者	2次アセスメント実施者
支援学校等在校生	支援学校等	就労移行支援事業所 (就労移行支援事業所での対応が不可の方についてのみ、京都障害者就業・生活支援センターへの協力を依頼する。)
一般 (原則の対象者以外)	指定特定相談支援事業所 (就労継続支援B型事業所)	

(計画相談の種類)

利用者	計画相談① (就労移行支援暫定支給決定用)	計画相談② (就労継続支援B型支給決定用)
支援学校等在校生	セルフプランで対応	指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成
一般(原則の対象者以外)		

(就労移行支援事業所でのアセスメント実施基本期間と支給量等)

利用者	アセスメント実施基本期間	支給量と支給決定期間
支援学校等在校生	3日間	就労移行支援5日/月：2箇月
一般(原則の対象者以外)	3日間※	就労移行支援5日/月：2箇月 (状況に応じて必要日数/月：2箇月)

※就労移行支援事業所がアセスメントを実施するにあたり、基本期間以上の日数が必要と判断する場合は、必要日数/月で支給決定を行います。

### 3 利用者別のアセスメントの取扱いについて

#### (1) 支援学校等の卒業予定者

⇒ 在学中に就労移行支援事業所等でアセスメントを受ける。

#### (2) 就労継続支援B型事業所を利用される一般の方

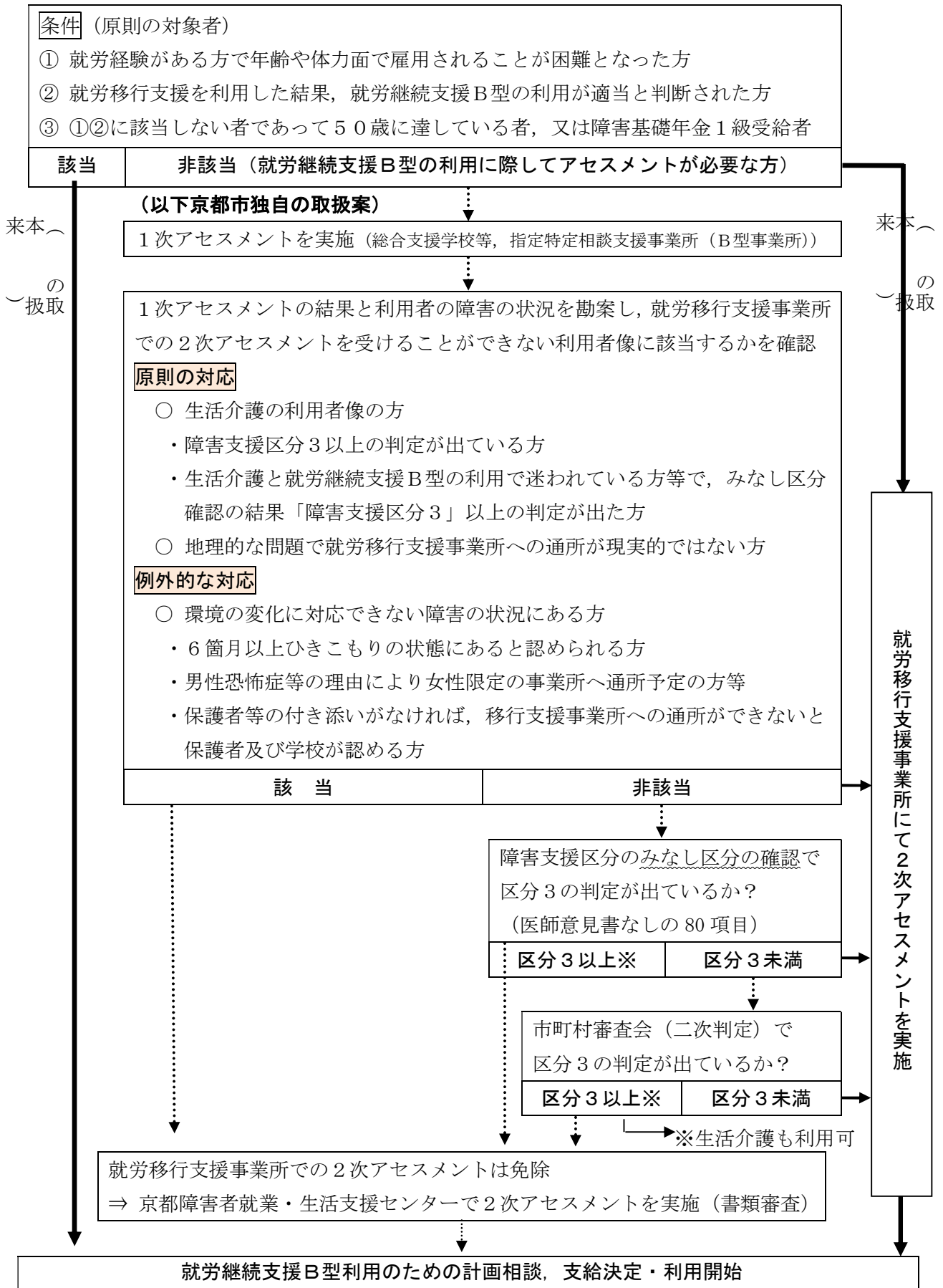
⇒ 原則の対象者以外の方は、就労移行支援事業所等でアセスメントを受ける。

①就労経験あり ②就労移行利用歴あり ③50歳以上 ④障害基礎年金1級受給者

### 4 就労移行支援事業所での2次アセスメントを受けることができないと思われる方への対応について

「原則の対象者」以外の方が就労継続支援B型事業所への通所を希望される場合には、事前に就労移行支援事業所においてアセスメントを受けていただく必要がありますが、対象者となる方の中には、その障害の特性や利用者の状態からアセスメントを受けること自体が適切ではないと思われる方も一定数存在するため、本市独自で定めた基準に該当する方については、就労移行支援事業所での2次アセスメントを免除し、代わりに京都障害者就業・生活支援センターが書類による2次アセスメントを実施するなど、障害のある方の意思や希望、人権等にも十分配慮した制度にしています。

○ 就労移行支援事業所での2次アセスメント免除者に係る事務の流れ

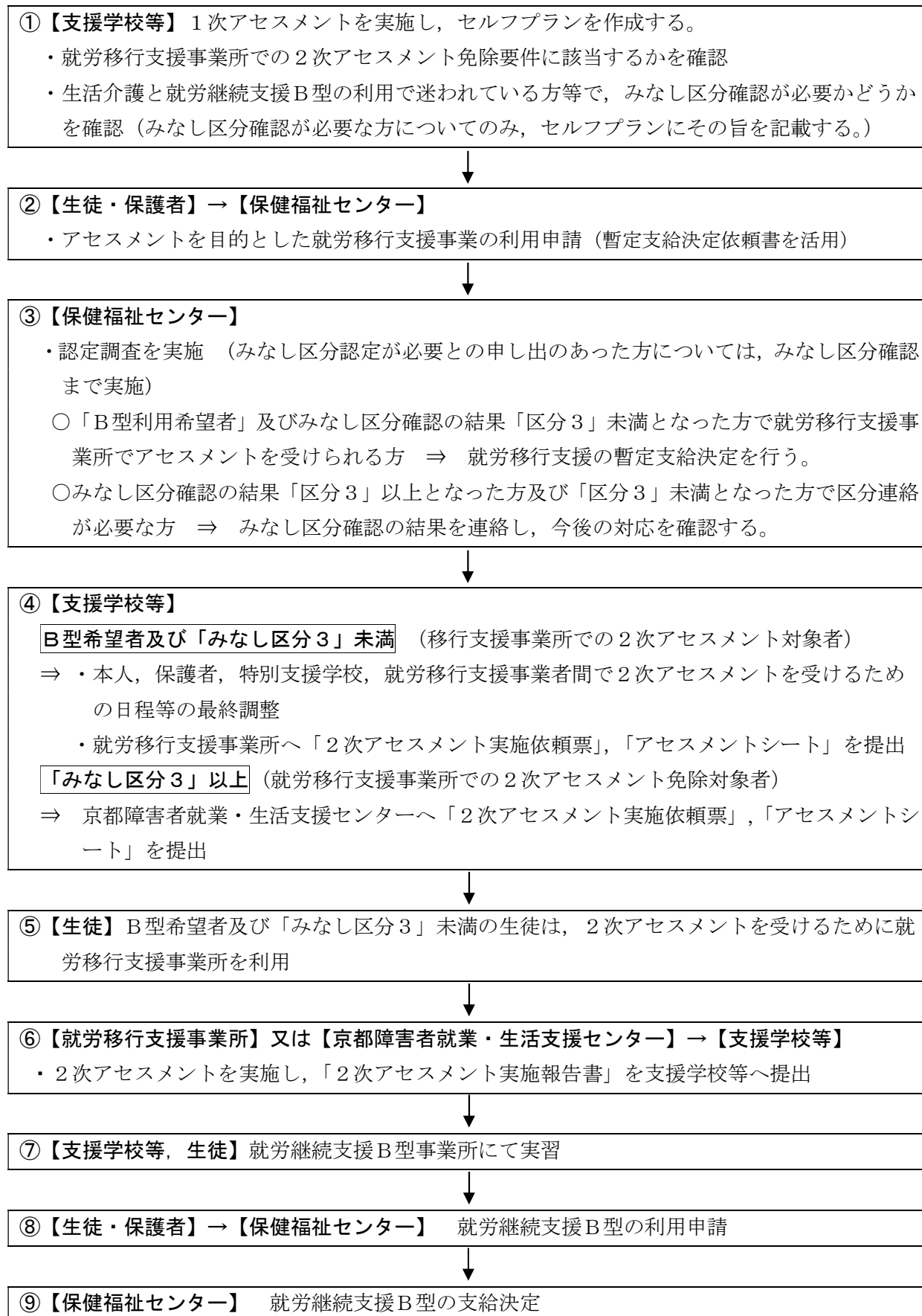


来本への扱取

就労移行支援事業所にて2次アセスメントを実施

就労継続支援B型利用のための計画相談, 支給決定・利用開始

## 5 就労継続支援B型を使う可能性がある支援学校在校生に係る主な事務の流れ



必要な作業・使用する様式		提出先
①	<b>【支援学校等】</b> ○1次アセスメントを実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式1-1 アセスメントシート（支援学校等在校生用）</li> </ul> ○セルフプランを作成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式4 セルフプラン用サービス等利用計画</li> <li>・様式5-1 暫定支給決定依頼書（支援学校等在校生用）</li> </ul>	—
②	<b>【生徒・保護者】</b> ○就労移行支援事業の利用申請 <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の申請書類</li> <li>・①で作成した様式4, 様式5-1</li> </ul>	【保健福祉センター】
③	(保健福祉センターでの事務内容であるため省略)	—
④	<b>【支援学校等】</b> ○2次アセスメントを受ける準備と調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式2-1 2次アセスメント実施依頼票（支援学校等在校生用）</li> <li>・様式1-1 アセスメントシート（支援学校等在校生用）</li> <li>・様式4 セルフプラン用サービス等利用計画の写し</li> <li>・その他 利用者（生徒）に対する指導状況が分かるもの</li> </ul>	【移行支援事業所】 又は 【京都障害者就業・生活支援センター】
⑤	(アセスメントを受けるために移行支援事業所を利用)	—
⑥	<b>【就労移行支援事業所】又は【京都障害者就業・生活支援センター】</b> ○2次アセスメントを実施し、アセスメント実施報告書を作成し返却 <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式3-1又は3-2 2次アセスメント実施報告書</li> <li>・様式1-1 アセスメントシート（支援学校等在校生用）</li> </ul> ※アセスメントを受けるための利用であっても、暫定支給決定を行い、報酬対象となることから利用者の受け入れに際しては契約を結び、個別支援計画を立てたうえでアセスメントを実施していただきますようお願いいたします。	【支援学校等】
⑦	(就労継続支援B型事業所にて実習)	—
⑧	<b>【生徒・保護者】</b> ○就労継続支援B型事業の利用申請 <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の申請書類</li> <li>・様式3-1又は3-2 2次アセスメント実施報告書の写し</li> <li>・様式1-1 アセスメントシート（支援学校等在校生用）の写し</li> </ul>	【保健福祉センター】
⑨	(保健福祉センターでの事務内容であるため省略)	—

## 6 就労継続支援B型の利用希望者（一般）に係る主な事務の流れ

### ①【指定特定相談支援事業所】又は【就労継続支援B型事業所】

1次アセスメントを実施し、セルフプランを作成する。

- ・就労移行支援事業所での2次アセスメント免除要件に該当するかを確認
- ・生活介護とB型の利用で迷われている方等で、みなし区分確認が必要かどうかを確認  
(みなし区分確認が必要な方についてのみ、セルフプランにその旨を記載する。)



### ②【利用者・保護者】→【保健福祉センター】

- ・アセスメントを目的とした就労移行支援事業の利用申請（暫定支給決定依頼書を活用）



### ③【保健福祉センター】

- ・認定調査を実施（みなし区分確認が必要との申し出のあった方については、みなし区分確認まで実施）
  - 「B型利用希望者」及びみなし区分確認の結果「区分3」未満となった方で就労移行支援事業所でアセスメントを受けられる方 ⇒ 就労移行支援の暫定支給決定を行う。
  - みなし区分確認の結果「区分3」以上となった方及び「区分3」未満となった方で区分連絡が必要な方 ⇒ みなし区分確認の結果を連絡し、今後の対応を確認する。



### ④【指定特定相談支援事業所】又は【就労継続支援B型事業所】

**B型希望者及び「みなし区分3」未満**（移行支援事業所での2次アセスメント対象者）

- ⇒ ・利用者、保護者、就労移行支援事業者間でアセスメントを受けるための日程等の最終調整
- ・就労移行支援事業所へ「2次アセスメント実施依頼票」、「アセスメントシート」を提出

**「みなし区分3」以上**（就労移行支援事業所での2次アセスメント免除対象者）

- ⇒ 京都障害者就業・生活支援センターへ「2次アセスメント実施依頼票」「アセスメントシート」を提出



### ⑤【本人】B型希望者及び「みなし区分3」未満の方は、2次アセスメントを受けるために就労移行支援事業所を利用



### ⑥【就労移行支援事業所】又は【京都障害者就業・生活支援センター】→【指定特定相談支援事業所】又は【就労継続支援B型事業所】

- ・2次アセスメントを実施し、「2次アセスメント実施報告書」を指定特定事業所、就労B型事業所へ提出



### ⑦【利用者・保護者】→【保健福祉センター】 就労継続支援B型の利用申請



### ⑧【保健福祉センター】 就労継続支援B型の支給決定手続を進める。



必要な作業・使用する様式		提出先
①	<b>【指定特定相談支援事業所】又は【就労継続支援B型事業所】</b> ○1次アセスメントを実施 ・様式1-2 アセスメントシート（一般用） ○セルフプランを作成 ・様式4 セルフプラン用サービス等利用計画 ・様式5-2 暫定支給決定依頼書（一般用）	—
②	<b>【利用者・保護者】</b> ○就労移行支援事業の利用申請 ・通常の申請書類 ・①で作成した様式4, 様式5-2	【保健福祉センター】
③	(保健福祉センターでの事務内容であるため省略)	—
④	<b>【指定特定相談支援事業所】又は【就労継続支援B型事業所】</b> ○2次アセスメントを受ける準備と調整 ・様式2-2 2次アセスメント実施依頼票（一般用） ・様式1-2 アセスメントシート（一般用） ・様式4 セルフプラン用サービス等利用計画の写し ・その他 利用者の状況が分かるもの（参考書式：調査票）	<b>【移行支援事業所】</b> 又は <b>【京都障害者就業・生活支援センター】</b>
⑤	(アセスメントを受けるために移行支援事業所を利用)	—
⑥	<b>【就労移行支援事業所】又は【就業・生活支援センター】</b> ○2次アセスメントを実施し、アセスメント実施報告書を作成し、返却 ・様式3-1又は3-2 2次アセスメント実施報告書 ・様式1-2 アセスメントシート（一般用） ※アセスメントを受けるための利用であっても、暫定支給決定を行い、報酬対象となることから利用者の受け入れに際しては契約を結び、個別支援計画を立てたうえでアセスメントを実施していただきますようお願いいたします。	<b>【指定特定相談支援事業所】</b> 又は <b>【就労B型事業所】</b>
⑦	<b>【利用者・保護者】</b> ○就労継続支援B型事業の利用申請 ・通常の申請書類 ・様式3-1又は3-2 2次アセスメント実施報告書の写し ・様式1-2 アセスメントシートの写し	【保健福祉センター】
⑧	(保健福祉センターでの事務内容であるため省略)	—

## 7 書類の郵送先（2次アセスメント関連）

京都障害者就業・生活支援センター

〒606-0846

京都市左京区下鴨北野々神町26番地 北山ふれあいセンター内

電話：075-702-3725 ※ 郵送前に電話連絡をお願いします。